

# 諫早市環境白書 資料集

令和4年度版

諫早市 地域政策部  
環境政策課

# 資料目次

## I. 環境関係法令に基づく基準

### I－I. 騒音に係る基準等

- 1) 騒音に係る環境基準……………資料 p1
- 2) 騒音に係る規制基準……………資料 p2
- 3) 自動車騒音の（要請）限度……………資料 p5
- 4) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例  
に基づく騒音の規制基準……………資料 p6

### I－II. 振動に係る基準等

- 1) 振動に係る規制基準……………資料 p7
- 2) 道路交通振動に係る（要請）限度……………資料 p8

### I－III. 悪臭に係る基準

- 1) 悪臭に係る規制基準……………資料 p9
- 2) 長崎県悪臭防止指導要綱に基づく指導基準……………資料 p10

### I－IV. 大気に係る基準

- 1) 大気汚染に係る環境基準等……………資料 p11

### I－V. 水質に係る基準

- 1) 水質汚濁に係る環境基準等……………資料 p13
- 2) 水質汚濁に係る規制基準等……………資料 p20

### I－VI. 土壌汚染に係る基準

- 1) 土壌汚染に係る環境基準……………資料 p25

### I－VII. ダイオキシン類特別措置法に基づく諸基準

- 1) 耐容一日摂取量……………資料 p26
- 2) 環境基準（大気、水質、土壌）……………資料 p26
- 3) ダイオキシン類特別措置法に定める特定施設……………資料 p26
- 4) 特定施設に係る排出基準……………資料 p28

## II. 環境用語さくいん……………資料 p29

## III. 規制地域図等

- 図資－1 騒音に係る環境基準類型指定図……………資料 p43
- 図資－2 航空機騒音に係る環境基準類型指定図……………資料 p44
- 図資－3 騒音規制法に基づく騒音規制地域指定図（特定施設）……………資料 p45
- 図資－4 騒音規制法に基づく騒音規制地域指定図（要請限度）……………資料 p46
- 図資－5 振動規制法に基づく振動規制地域指定図……………資料 p47
- 図資－6 悪臭防止法に基づく悪臭規制地域指定図……………資料 p48

# I. 環境法令に基づく基準等

## I - I. 騒音に係る基準等

### 1) 騒音に係る環境基準（「騒音に係る環境基準について」H10.9.30 環告 64号）

#### (1) 一般地域 [単位：デシベル以下]

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50	40
A及びB	55	45
C	60	50

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### (2) 道路に面する地域 [単位：デシベル以下]

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

ただし特例として、幹線交通を担う道路に近接する空間については次の表に掲げるとおり。

[単位：デシベル以下]

基準値	
昼間	夜間
70	65
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間40デシベル以下）にすることができる。	

(注)

ア) 時間の区分は次のとおりとする。

昼間：午前6時～午後10時

夜間：午後10時～午前6時

イ) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

ウ) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域

エ) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域

オ) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

カ) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

キ) 幹線交通を担う道路とは次に掲げる道路をいう。

① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）。

② ①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

ク) 基準値は等価騒音レベル（Leq）である。

ケ) A類型、B類型、C類型は、平成24年諫早市告示第24号により各類型ごとに区域が指定されている。

(3) 航空機騒音に係る環境基準 (「航空機騒音に係る環境基準について」 S48. 12. 27 環告 154 号)

最近改定 環境省告示 114 号 H19. 12. 17 公布 H25. 4. 1 施行

地域の類型	基準値 (Lden)
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(備考)

- ア) I 類型：専ら住居の用に供される地域
- イ) II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域
- ウ) 測定は原則として連続7日間測定とし、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (LAE) を計測する。
- エ) 評価は、1日 (午前0時から午後12時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル (Lden) を算出し、全測定日のLdenについて、パワー平均を算出する。

2) 騒音に係る規制基準

(1) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

(H24. 3. 30 諫早市告示第25号)

[単位：デシベル以下]

	昼間 (8~20時)	朝 (6~8時) 夕 (20~22時)	夜間 (22~6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

(備考)

- ア) 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベルを適用。
- イ) 第2種、第3種及び第4種の騒音規制区域内にある学校・保育所・図書館・病院・特別養護老人ホーム等の敷地周囲 約50mの区域内は各々表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。
- ウ) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、平成24年諫早市告示第26号により各区分ごとに区域が指定されている。

(2) 騒音規制法に定める特定施設（「騒音規制法施行令」 S43. 11. 27政令324号 別表第1）

①金属加工機械

- イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22. 5キロワット以上のものに限る。）
- ロ) 製管機械
- ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3. 75キロワット以上のものに限る。）
- ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
- ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3. 75キロワット以上のものに限る。）
- ト) 鍛造機
- チ) ワイヤフォーミングマシーン
- リ) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ) タンブラー
- ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）

②空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。）

③土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。）

④織機（原動機を用いるものに限る。）

⑤建設用資材製造機械

- イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0. 45立方メートル以上のものに限る。）
- ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

⑥穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。）

⑦木材加工機械

- イ) ドラムバーカー
- ロ) チッパー（原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）
- ハ) 碎木機
- ニ) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）
- ホ) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）
- ヘ) かな盤（原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）

⑧抄紙機

⑨印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

⑩合成樹脂用射出成形機

⑪鑄造型機（ジョルト式のものに限る。）

(3) 特定建設作業に係る規制基準（「騒音規制法施行令」S43.11.27政令324号 別表第2）

特 定 建 設 作 業 の 種 類	備 考
1. くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機及びくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業	
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。又さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量がコンクリートプラントは0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。又モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6. バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のものに限る。

(備考) (厚生省・建設省告示第1号S43.11.27)

- ア) 特定建設作業においては、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。
- イ) 特定建設作業の騒音は、作業場所の敷地境界線において85デシベルを超えないこと。
- ウ) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で、学校、保育所、病院、患者を収容する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域  
第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域
- エ) 夜間または深夜作業の原則禁止  
・第1号区域：午後7時から翌日午前7時まで      ・第2号区域：午後10時から翌日午前6時まで
- オ) 1日の作業時間の制限  
・第1号区域：1日10時間以内      ・第2号区域：1日14時間以内
- カ) 作業期間の制限  
同一場所において連続6日間以内とし、日曜日、その他の休日は禁止
- キ) 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合は、上記の基準は適用されない。
- ク) 規制基準を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

### 3) 自動車騒音の(要請) 限度

(「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」H12.3.2 総令15号)

[単位: デシベル]

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

◎ただし特例として、幹線交通を担う道路に近接する区域については下表を限度とする。

[単位: デシベル]

時間の区分	
昼 間	夜 間
7 5	7 0

(備考)

ア) 時間の区分は次のとおりとする。

・ 昼 間 : 午前 6 時 ~ 午後 1 0 時      ・ 夜 間 : 午後 1 0 時 ~ 午前 6 時

イ) a 区域、b 区域及びc 区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長)が定めた区域をいう。

① a 区域: 専ら住居の用に供される区域

② b 区域: 主として住居の用に供される区域

③ c 区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ウ) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

エ) 幹線交通を担う道路とは次に掲げる道路をいう。






① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)

② ①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路。

オ) 基準値は等価騒音レベル(L<sub>eq</sub>)である。

オ) a 区域、b 区域、c 区域は、平成24年諫早市告示第27号により各区分ごとに区域が指定されている。

#### ■騒音の大きさのめやす

120 dB	飛行機のエンジンの近く	
110 dB	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち	
100 dB	電車が通る時のガードの下	
90 dB	大声による独唱、騒々しい工場の中	
80 dB	地下鉄の車内	
70 dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭	
60 dB	静かな乗用車の中、普通の会話	
50 dB	静かな事務所	
40 dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼	
30 dB	郊外の深夜、ささやき声	
20 dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1m)	

#### 4) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制基準

##### (1) 騒音の規制基準 (「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則」 H20.3.25 別表第3)

[単位:デシベル以下]

時間の区分/区域の区分	昼間 (8~20時)	朝 (6~8時) 夕 (20~22時)	夜間 (22~6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

(備考)

- ア) 規制基準の適用については、施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベルを適用。
- イ) 第2種、第3種及び第4種の騒音規制区域内にある学校・保育所・図書館・特別養護老人ホーム・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。
- ウ) この基準は、次に掲げるときに発する音には適用しない。
- ① 公共のために実施する行事又は広報等
  - ② 祭礼、盆踊りその他地域の慣習による行事
  - ③ 集団の整理誘導
- カ) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときは、上記表に定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。
- ① 午後7時から翌朝午前9時(日曜日及び祝日については、午前10時)までは、放送を行ってはならない。
  - ② 地上10m以上の高さから放送してはならない。ただし、航空機を用いる放送を除く。
  - ③ 定置放送(停止した移動放送車からの放送を含む。)は、1時間について15分以上の休止時間をおかななければならない。
  - ④ 移動放送(航空機を用いる放送を除く。)を行うものは、同一地域における1回の連続する放送が概ね10分を超えないようにしなければならない。
  - ⑤ 航空機を用いて放送を行うときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。
  - ⑥ 移動放送の音量の基準は65デシベルとする。ただし、第4種区域は70デシベルである。

##### (2) 指定施設(騒音関係) (「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則」 H20.3.25別表第1)

1. 冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
2. クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
3. 板金作業又は製缶作業を行う作業場
4. 鉄骨又は橋梁の組立て作業場(現場作業を除く。)

※騒音規制法第3条第1項の規定により知事が定めた地域に設置されるものに限る。

##### (3) 騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業騒音

(「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則」 H20.3.25別表第3)

騒音規制区域内において、騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業に係る騒音は、午後9時から翌日の午前6時までの間は、発生させてはならない。ただし、災害、その他非常の事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に当該建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合はこの限りでない。

##### (4) 拡声機の使用禁止 (条例第36条第1項、同施行規則第8条、9条)

学校、図書館または病院の敷地周囲50メートル以内の区域において、拡声器を使用して放送を行ってはならない。

##### (5) 深夜営業騒音(カラオケ騒音等) (条例第37条、同施行規則第11条)

- ・音量基準…指定施設以外の施設に係る規制基準値に同じ。
- ・カラオケ等音響機器の使用制限…第1種及び第2種騒音規制区域においては、夜11時から翌日の午前6時までの間は音響機器の使用を禁止。ただし、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合はこの限りでない。(音響機器とは、カラオケ装置、音響発生装置、楽器、拡声装置、有線放送受信装置である)

##### (6) 特定施設や指定施設以外で騒音を発生するもの(条例第33条、第36条)

規制基準は、指定施設に同じであるが測定評価地点が特定、指定施設が敷地境界であるに対し、それ以外の施設については影響を受ける場所(受音点)である。



## I - II. 振動に係る基準等

### 1) 振動に係る規制基準

#### (1) 特定工場等に係る規制基準

(「振動規制法に基づく特定工場等の規制基準」H24.3.30 諫早市告示 29 号)

[単位：デシベル]

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間 (8~20 時)	夜間 (20~8 時)
第 1 種区域	6 0	5 5
第 2 種区域	6 5	6 0

※第 1 種区域、第 2 種区域は、平成 24 年諫早市告示第 28 号により各区分ごとに区域が指定されている。

#### (2) 特定建設作業に係る規制基準 (「振動規制法施行令」S51.10.22 別表第 2)

特定建設作業の種類	備 考
1. くい打機、くい抜又はくい打くい抜機を使用する作業。	もんけん及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機は除く
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業。	
3. 舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離 5 0m を超えない作業に限る
4. ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0m を超えない作業に限る

(備考)

- ア) 第 1 号区域：振動規制区域で第 2 号区域を除く地域。
- イ) 第 2 号区域：振動規制区域内の工業地域 (学校、病院等の敷地の周囲約 8 0m を除く)
- エ) 振動の大きさは、特定建設作業場所の敷地境界線において測定する。
- オ) 特定建設作業においては、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。
- カ) 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合は、上記の基準は適用されない。
- キ) 規制基準を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を上記に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- ク) 振動の大きさの基準は、7 5 デシベルとする。
- ケ) 作業を原則禁止する時間
  - ・第 1 号区域：午後 7 時から翌日午前 7 時
  - ・第 2 号区域：午後 10 時から翌日午前 6 時
- コ) 一日における作業時間
  - ・第 1 号区域：1 0 時間を超えないこと。
  - ・第 2 号区域：1 4 時間を超えないこと。
- サ) 作業期間の規制
  - ・連続して 6 日を超えないこと。また、日曜日、その他の休日は作業禁止

(3) 振動規制法に定める特定施設（振動規制法施行令第1条 S51. 10. 22 政 280 別表第1）

①金属加工機械

- イ) 油圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ロ) 機械プレス
- ハ) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
- ニ) 鍛造機
- ホ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）

②圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

③土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

④織機（原動機を用いるものに限る。）

⑤コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）  
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）

⑥木材加工機械

- イ) ドラムバーカー
- ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

⑦印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

⑧ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

⑨合成樹脂用射出成型機

⑩鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

2) 道路交通振動に係る（要請）限度（「振動規制法施行規則」S51. 11. 10 総令 58 号 別表第2）

[単位：デシベル]

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間（8～20時）	夜間（20～8時）
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

（備考）振動の測定場所は、道路の敷地境界とする。

※第1種区域、第2種区域は、平成24年諫早市告示第30号により各区分ごとに区域が指定されている。

●振動の大きさのめやす

人の歩行・軽微な加振	～60dB
交通振動	60dB ～70dB
建設工事振動	60dB ～80dB
工場振動	～70dB
地震（震度Ⅲ）	75dB ～85dB
地震（震度Ⅳ）	85dB ～95dB
地震（震度Ⅴ弱・震度Ⅴ強）	95dB ～105dB

# I-III. 悪臭に係る基準

## 1) 悪臭に係る規制基準

### (1) 悪臭防止法第4条第1項第1号に規定する敷地境界線の地表における規制基準

(「悪臭防止法に基づく規制基準」 H24. 3. 30 諫早市告示 32 号)

(「悪臭防止法に基づく規制地域の指定」 H24. 3. 30 諫早市告示第 31 号)

[単位 : ppm]

No.	規制区域の区分 特定悪臭物質	A区域	B区域
		1	アンモニア
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004
3	硫化水素	0.02	0.06
4	硫化メチル	0.01	0.05
5	二硫化メチル	0.009	0.03
6	トリメチルアミン	0.005	0.02
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
12	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
13	イソブタノール	0.9	4
14	酢酸エチル	3	7
15	メチルイソブチルケトン	1	3
16	トルエン	10	30
17	スチレン	0.4	0.8
18	キシレン	1	2
19	プロピオン酸	0.03	0.07
20	ノルマル酪酸	0.002	0.006
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
22	イソ吉草酸	0.001	0.004

### (2) 悪臭防止法第4条第1項第3号に規定する排水中における規制基準

[単位 : mg/l]

No.	特定悪臭物質	規制地域の区分	排水量		
			0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合
1	メチルメルカプタン	A区域	0.03	0.007	0.002
		B区域	0.06	0.01	0.003
2	硫化水素	A区域	0.1	0.02	0.005
		B区域	0.3	0.07	0.02
3	硫化メチル	A区域	0.3	0.07	0.01
		B区域	2	0.3	0.07
4	二硫化メチル	A区域	0.6	0.1	0.03
		B区域	2	0.4	0.09

## 2) 長崎県悪臭防止指導要綱 (S59.4.21) に基づく指導基準

### (1) 排出基準

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気の濃度	工場の煙突その他の排出口における臭気の濃度
第1種区域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第2種区域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

(備考)

- ア) 第1種区域とは、悪臭防止法第3条の規定に基づいて知事(市の区域内の区域については、市長)が定めた規制地域のうち「A区域」をいう。
- イ) 第2種区域とは、第1種区域以外の区域をいう。
- ウ) 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気まで希釈したときの当該希釈倍数をいう。
- エ) 臭気濃度の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする。
- オ) 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

### (2) 施設基準

- ア) 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- イ) 工場等の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう適正に管理すること。
- ウ) 悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置及び建物内において行うこと。ただし、周辺の状況等から支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- エ) 工場等において発生する汚水、汚物等は、悪臭が発生しないよう適正に処理すること。
- オ) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器等に収納するとともに建物内に保管すること。
- カ) 悪臭を発生する施設等は、できる限り密閉構造とし、かつ悪臭を外部に排出しないような有効な脱臭装置を設置し、適正に処理すること。

# I-IV. 大気に係る基準

## 1) 大気汚染に係る環境基準等

### (1) 大気の汚染に係る環境基準及び評価方法

S48.5.8 環境庁告示第25号 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント

S53.7.11 環境庁告示第38号 二酸化窒素

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値（1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値）が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準超過である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m <sup>3</sup> を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば非達成である。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。	

(備考)

- 1) 短期的評価については、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。
- 2) 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の2%除外値）で評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いをしない。
- 3) 日平均値の2%除外値とは、1年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の日平均値から得られた場合は、 $365 \times 0.02 = 7$ 日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から8番目の値）。

- 4) 日平均値の年間98%値とは、1年間の日平均値を数値の低い方から並べて98%に相当(365日分の日平均値が得られた場合は、 $365 \times 0.98 \div 358$  番目の値)するものをいう。
- 5) 日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合は評価対象としない。したがって20時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。
- 6) 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。
- 7) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子であって粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のもの。
- 8) 光化学オゾンとの環境基準による評価は、昼間(5時~20時)の1時間値で行う。これは、光化学反応によるオゾン生成が、主に日射のある昼間の時間帯であることによる。

**(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び評価方法** (H9.2.4 環境庁告示第4号)

物質名	環境基準
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

**(3) 微小粒子状物質に係る環境基準** (H21.9.9 環境省告示第33号)

物質名	環境基準
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 環境基準の適用除外

環境基準は人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。

- ① 都市計画法で規定する工業専用地域 ② 港湾法で規定する臨港地区 ③ 道路の軌道部分 ④ 埋立地・原野・火山地帯

**(4) 光化学オゾンとの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針** (S51.8.13 通知)

物質	指針
非メタン炭化水素	光化学オゾンとの日最高時間値 $0.06\text{ppm}$ に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は $0.20\text{ppmC}$ から $0.31\text{ppmC}$ の範囲に相当する。 (ppmC:メタン換算した濃度)

**(5) 自動車排出ガスによる大気汚染に対する県公安委員会への要請基準**

物質	限度
一酸化炭素	1時間値の月間平均値が $10\text{ppm}$

# I-V. 水質に係る基準

## 1) 水質汚濁に係る環境基準等

「水質汚濁に係る環境基準について」 S46.12.28 環告 59 号、最近改正 R3.10.7 環告 62 号

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 H9.3.13 環告 10 号、最近改正 R3.10.7 環告 63 号

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位:mg/l)

No.	項目	基準値	
		人の健康の保護に関する環境基準(27項目)	地下水の水質汚濁に係る環境基準(28項目)
1	カドミウム	0.003以下	0.003以下
2	全シアン	検出されないこと	検出されないこと
3	鉛	0.01以下	0.01以下
4	六価クロム	0.02以下	0.02以下
5	砒素	0.01以下	0.01以下
6	総水銀	0.0005以下	0.0005以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下
10	四塩化炭素	0.002以下	0.002以下
11	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下
12	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
14	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	1以下
15	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.006以下
16	トリクロロエチレン	0.01以下	0.01以下
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下
19	チウラム	0.006以下	0.006以下
20	シマジン	0.003以下	0.003以下
21	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下
22	ベンゼン	0.01以下	0.01以下
23	セレン	0.01以下	0.01以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	10以下
25	ふつ素	0.8以下	0.8以下
26	ほう素	1以下	1以下
27	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.05以下
28	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	—	0.002以下
	又は塩化ビニルモノマー)		
29	1, 2-ジクロロエチレン	—	0.04以下

(備考)

- 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2) 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3) 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (「水質汚濁に係る環境基準について」最近改正R3.10.7 環告号

①河川(湖沼を除く)

ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU /100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU /100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	1,000CFU /100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄にかかげるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—

(備考)

- 1) 基準値は、日平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3) 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4) 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 5) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 6) 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

(備考) 1) 基準値は、日平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)



②湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人口湖）

ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU /100ml以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU /100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	—

- (備考) 1) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。  
 2) 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。  
 3) 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。  
 4) 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4. 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/l 以下	0.1mg/l 以下

- (備考) 1) 基準値は、年平均値とする。  
 2) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
 3) 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3. 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種: フカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種: コイ、フナ等の水産生物用

ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l以上

### ③海域

ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/ 100ml	検出 されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出 されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—

(備考) 1) 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。

2) 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級: ポラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下

(備考)

1) 基準値は、年平均値とする。

2) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	0.001mg/l以下	0.01mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(養殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	0.0007mg/l以下	0.006mg/l以下

エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l以上

## ●要監視項目及び指針値

最近改正R2.5.28通知 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号

(人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準)

### 人の健康の保護に関する要監視項目

単位：(mg/L)

物質名		公共用水域 (26項目)	地下水 (24項目)
1	クロロホルム	0.06 以下	0.06 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	-
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下	0.06 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 以下	0.2 以下
5	イソキサチオン	0.008 以下	0.008 以下
6	ダイアジノン	0.005 以下	0.005 以下
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003 以下	0.003 以下
8	イソプロチオラン	0.04 以下	0.04 以下
9	オキシ銅(有機銅)	0.04 以下	0.04 以下
10	クロロタロニル(TPN)	0.05 以下	0.05 以下
11	プロピザミド	0.008 以下	0.008 以下
12	EPN	0.006 以下	0.006 以下
13	ジクロロボス(DDVP)	0.008 以下	0.008 以下
14	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 以下	0.03 以下
15	イプロベンホス(IBP)	0.008 以下	0.008 以下
16	クロルニトロフェン(CNP)	-	-
17	トルエン	0.6 以下	0.6 以下
18	キシレン	0.4 以下	0.4 以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下	0.06 以下
20	ニッケル	-	-
21	モリブデン	0.07 以下	0.07 以下
22	アンチモン	0.02 以下	0.02 以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 以下	-
24	エピクロロヒドリン	0.0004 以下	0.0004 以下
25	全マンガン	0.2 以下	0.2 以下
26	ウラン	0.002 以下	0.002 以下
27	PFOS及びPFOA	0.00005 以下	0.00005 以下

注) 1) 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて「要監視項目」として位置付け、継続して公共用水域及び地下水の水質測定を行い、その推移を把握していくこととされている。

2) PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタタン酸)の指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

## ●要監視項目及び指針値

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）

公布日：平成15年11月05日 環水企発031105001・環水管発031105001

最近改正：平成25年3月27日 環水大水発1303272号

### 水生生物の保全に係る要監視項目

物質名	水域	類型	指針値(mg/L)
クロロホルム	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.7 以下
		生物特A	0.006 以下
		生物B	3 以下
		生物特B	3 以下
	海域	生物A	0.8 以下
		生物特A	0.8 以下
フェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.05 以下
		生物特A	0.01 以下
		生物B	0.08 以下
		生物特B	0.01 以下
	海域	生物A	2 以下
		生物特A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	1 以下
		生物特A	1 以下
		生物B	1 以下
		生物特B	1 以下
	海域	生物A	0.3 以下
		生物特A	0.03 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.001 以下
		生物特A	0.0007 以下
		生物B	0.004 以下
		生物特B	0.003 以下
	海域	生物A	0.0009 以下
		生物特A	0.0004 以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.02 以下
		生物特A	0.02 以下
		生物B	0.02 以下
		生物特B	0.02 以下
	海域	生物A	0.1 以下
		生物特A	0.1 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.03 以下
		生物特A	0.003 以下
		生物B	0.03 以下
		生物特B	0.02 以下
	海域	生物A	0.02 以下
		生物特A	0.01 以下

注) 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて「要監視項目」として位置付け、継続して公共用水域の水質測定を行い、その推移を把握していくこととされている。

## 2) 水質汚濁に係る規制基準等

### (1) 一律排水基準

(水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく「排水基準を定める省令」S46.6.21 総令35 別表1)

#### 有害物質

No.	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/l
2	シアン化合物	1mg/l
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)	1mg/l
4	鉛及びその化合物	0.1mg/l
5	六価クロム化合物	0.5mg/l
6	砒素及びその化合物	0.1mg/l
7	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/l
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/l
10	トリクロロエチレン	0.1mg/l
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l
12	ジクロロメタン	0.2mg/l
13	四塩化炭素	0.02mg/l
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
20	チウラム	0.06mg/l
21	シマジン	0.03mg/l
22	チオベンカルブ	0.2mg/l
23	ベンゼン	0.1mg/l
24	セレン及びその化合物	0.1mg/l
25	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの : ほう素 10mg/l 海域に排出されるもの : ほう素 230mg/l
26	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの : フッ素 8mg/l 海域に排出されるもの : フッ素 15mg/l
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の合計量)
28	1,4-ジオキサン	0.5mg/l

(備考)

- 1) 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。

生活環境項目

No.	項目	許容限度
1	水素イオン濃度（水素指数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海域以外の公共用水域に排出されるもの ： 5.8 以上 8.6 以下</li> <li>・ 海域に排出されるもの ： 5.0 以上 9.0 以下</li> </ul>
2	生物化学的酸素要求量	1 6 0mg/l（日間平均 1 2 0mg/l）
3	化学的酸素要求量	1 6 0mg/l（日間平均 1 2 0mg/l）
4	浮遊物質	2 0 0mg/l（日間平均 1 5 0mg/l）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/l
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	3 0mg/l
7	フェノール類含有量	5mg/l
8	銅含有量	3mg/l
9	亜鉛含有量	2mg/l
10	溶解性鉄含有量	1 0mg/l
11	溶解性マンガン含有量	1 0mg/l
12	クロム含有量	2mg/l
13	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
14	窒素含有量	1 2 0mg/l（日間平均 6 0mg/l）
15	リン含有量	1 6mg/l（日間平均 8mg/l）

（備考）

- 1) 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2) この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1リットルにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 7) リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

## (2) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準（上乘せ基準）

（「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」S47.12.23県条例64号）最近改正H21.3.24 条例第16号

別表第2（大村湾に係る水域）

区域			大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点（北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点（佐世保市崎岡町潮位観測所跡地）の270度線及び陸岸により囲まれた海域）及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域								
区分			すべての特定事業場								
			既設のもの			新設のもの					
			下水道処理区域に所在するもの		その他の区域に所在するもの			下水道の処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの		
1日の平均的排水量 (単位：m <sup>3</sup> )			10以上	2以上 10未満	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	2以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満
許 容 量  mg/l	生物学的 酸素要求量	日間平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
	化学的 酸素要求量	日間平均	20	20	20	60	60	20	20	60	60
		最大	30	30	30	80	80	30	30	80	80
浮遊物質 質量	日間平均	40	40	40	80	80	40	40	80	80	
	最大	50	50	50	100	100	50	50	100	100	
適用の日			昭和63年 1月1日 から	昭和64年 1月1日 から	昭和63年1月1日 から		平成3年 1月1日 から	昭和63年1月1日から			昭和64年 1月1日 から

(備考)

- 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。）をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場（昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。）をいう。
- 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 昭和54年6月30日以前に特定施設を設置している特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設を除く。）であって、その他の区域に所在する1日の平均的排水量20m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満の事業場については、昭和63年1月1日から昭和64年12月31日までの間においては、この表に掲げる許容限度にかえて、生物学的酸素要求量又は化学的酸素要求量は1リットルにつき日間平均120mg、最大160mg、浮遊物質量は1リットルにつき日間平均150mg、最大200mgの許容限度を適用するものとする。

## ☆BODと川の水の汚れの程度の目安

BOD	水の汚れ	魚類
2mg/l以下	非常にきれい	ヤマメ、イワナなどが生息
3mg/l以下	ややきれい	サケ、アユなどが生息
5mg/l以下	ややよごれている	コイ、フナなどが生息
10mg/l以下	よごれている、少しにおいがする	ドジョウ、ナマズなどが生息
10mg/lを超える	非常によごれて悪臭が発生	魚類はほとんど生息できない



別表第3（本明川に係る水域）

本明川（調整池）に係る上乘せ排水基準 平成21年3月24日公布

区 域			本明川及び潮受堤防と本明川の下流端の間の すべての特定事業場							
区 分			既設のもの				新設のもの			
			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの			下水道処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの		
1日の平均的排水量 (単位：m <sup>3</sup> )			10以上	50以上	20以上 50未満	10以上 20未満	10以上	50以上	10以上 50未満	
許 容 限 度 の 単 位 mg /l	酸 素 要 求 量	生 物 学 的	日 間 平 均	20	20	120	120	20	20	60
		化 学 的	最 大	30	30	160	160	30	30	80
	酸 素 要 求 量	生 物 学 的	日 間 平 均	20	20	120	120	20	20	60
		化 学 的	最 大	30	30	160	160	30	30	80
	浮 遊 物 質 量	質 量	日 間 平 均	40	40	150	150	40	40	80
			最 大	50	50	200	200	50	50	100
(当初)適用の日			昭和59年10月1日から			昭和60年 10月1日 から	昭和58年10月1日から			

(備考)

- 「新設のもの」とは、昭和58年10月1日以降特定施設を設置する工場、事業場（昭和58年10月1日において既に着工されているものを除く。）をいう。
- 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

\* この条例は、平成23年7月29日から施行する。

(本明川河口～潮受堤防間（調整池）への流入河川等のBOD、SS及び化学的酸素要求量（COD）の基準は、H23.7.29から適用。)

◆諫早湾干拓調整池における環境基準の水域類型指定

諫早湾干拓調整池は、平成20年4月25日に1級河川本明川に編入され環境基本法に基づく環境基準の類型指定がなされ、さらに陸域の工場、事業所排水の規制強化（上乘せ排水規制）が行われた。

調整池の環境基準の設定（水域類型指定） 告示 平成21年1月16日

水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間
本明川	本明川のうち本明川に合流する段堂川の右岸地点と天狗鼻北西端の地点を結んだ線より下流及び潮受堤防と本明川の下流端の間の公共用水域	湖沼B及び湖沼V	5年以内で可及的速やかに達成

\* 参考

諫早湾干拓調整池の水質保全目標値

「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境保全と創造のための行動計画」において諫早湾干拓調整池の水質目標値は下表のとおりである。

(環境影響評価（九州農政局）の水質保全目標値を踏襲)

項目	COD (75%値)	全窒素	全リン
目標	5mg/l以下	1mg/l以下	0.1mg/l以下

### (3) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく排水基準等

(「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則」H20.3.25)

別表第2 汚水等に係る指定施設（大村湾流域に設置されるものに限る。）

1. パン又は菓子の製造業の用に供する原料処理施設又は洗浄施設
2. 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号に規定する飲食店営業をいう。）又はそうざい製造業（同条第32号に規定するそうざい製造業をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。）
3. 給食施設（特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（令別表第1第66号の3に規定する事業場に係るものを除く。）
4. 産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口及びハに掲げるものに限る。）

(備考)

- 1) 大村湾流域とは、汚水等が大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点（北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点（佐世保市崎岡町潮位観測所跡地））の270度線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）及び同湾に流入する河川並びにこれらに流入するその他の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に流入する地域をいう。
- 2) この表に掲げる汚水等に係る指定施設が、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を設置してある下水道に汚水等を排出する場合にあっては、この表は適用しない。

### 別表第4 汚水等に係る規制基準

#### 大村湾流域に係る規制基準

区 域			大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点（北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点（佐世保市崎岡町潮位観測所跡地））の270度線及び陸岸により囲まれた海域）及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域		
区 分			汚水等に係る指定施設を設置する工場又は事業場		
			下水道の処理区域に所在するもの	その他の区域に所在するもの	
1日の平均的排水量 (単位：m <sup>3</sup> )			2以上	50以上	10以上50未満
許 容 量  (mg/l)	酸 生 素 物 要 化 求 学 量 的	日間 平均	20	20	60
		最大	30	30	80
	酸 素 化 学 学 要 学 求 学 量 的	日間 平均	20	20	60
		最大	30	30	80
	浮 遊 物 質 量	日間 平均	40	40	80
		最大	50	50	100

(備考)

- 1) 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 3) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4) 測定点は、工場又は事業場の排水口（汚水等が公共用水域に排出される場所をいう。）とする。
- 5) 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）による。

# I - VI. 土壤汚染に係る基準

## 1) 土壤汚染に係る環境基準

(「土壤の汚染に係る環境基準について」H3. 8. 23 環告 46) 最近改正 H28 環告 30 号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

(備考)

- 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

# I-VII. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく諸基準

## 1) 耐容一日摂取量（「ダイオキシン類対策特別措置法」(H11.7.16) 第6条）

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれのない一日当たりの摂取量を人の体重1キログラム当りで示す値：TDI

4 pg-TEQ/kg/日

## 2) 環境基準 (H11.12.27 環告第68)

大気環境基準	0.6 pg-TEQ/ m <sup>3</sup> 以下
水質環境基準	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質環境基準	150 pg-TEQ/g 以下
土壌環境基準	1,000 pg-TEQ/g 以下

(備考)

- 1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2) 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定する場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

参考 ※ TEQ:ダイオキシン類(コプラナー-PCB 含む)の毒性を2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値。

※ pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

- ① 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ② 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公用水域及び地下水について適用する。
- ③ 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公用水域の水底の底質について適用する。
- ④ 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

## 3) 特定施設（「ダイオキシン類特別措置法施行令」(H11.12.27) 別表第1、2）

### ①大気基準適用施設（別表第1）

1. 焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であつて、原料の処理能力が1時間当たり1ト以上のもの。
2. 製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であつて、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの。
3. 垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であつて、原料の処理能力が1時間当たり0.5ト以上のもの。
4. アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であつて、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5ト以上のもの、溶解炉にあつては容量が1ト以上のもの。
5. 廃棄物焼却炉であつて、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの。

## ②水質基準適用施設（別表第2）

1. 硫酸塩パルプ（ケフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2. カーバート法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設
3. 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4. アルミ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5. 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6. 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7. カプロラクタムの製造（塩化ニトロソを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) 硫酸濃縮施設 ロ) シクロヘキサン分離施設 ハ) 廃ガス洗浄施設
8. 加ハベンゼン又はジ加ハベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) 水洗施設 ロ) 廃ガス洗浄施設
9. 4-カプロラ酸水素トリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) ろ過施設 ロ) 乾燥施設 ハ) 廃ガス洗浄施設
10. 2,3-ジクロ-1,4-ナフキノの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) ろ過施設 ロ) 廃ガス洗浄施設
11. 8,18-ジクロ-5,15-ジエチル-5,15ジヒドロインドラ[3,2-b:3',2'-m]トリフェニルナフチン（別名：ジナフチンバレット。ハにおいて単に「ジナフチンバレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設  
ロ) ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ) ジナフチンバレット洗浄施設  
ニ) 熱風乾燥施設
12. アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) 廃ガス洗浄施設 ロ) 湿式集じん施設
13. 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) 精製施設 ロ) 廃ガス洗浄施設 ハ) 湿式集じん施設
14. 担体付き触媒（使用済みものに限る。）から金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの  
イ) ろ過施設 ロ) 精製施設 ハ) 廃ガス洗浄施設
15. 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの  
イ) 廃ガス洗浄施設 ロ) 湿式集じん施設
16. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
  - ・ 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（12号の2）
  - ・ PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設（13号）
17. フロン類（特定物質の規制等によるフロン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1

の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

イ) プラズマ反応施設 ロ) 廃ガス洗浄施設 ハ) 湿式集じん施設

18. 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19. 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

#### 4) 排出基準

##### ①大気排出基準(「ダイオキシン類特別措置法施行規則」H11.12.27 総令67 別表1)

最近改正 H22.3.31 環令第5号

特定施設の種類		新設施設の排出基準	既設施設の排出基準
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		0.1 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	1 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N
令別表第1第2号に掲げる電気炉		0.5 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	5 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		1 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	10 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		1 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	5 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	4t/h 以上	0.1 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	1 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N
	2t/h~4t/h	1 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	5 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N
	2t/h 未満	5 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	10 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N

(備考)

- 許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする
- ng(ナノグラム): 10億分の1グラム

##### ②水質排出基準(「ダイオキシン類特別措置法施行規則」H11.12.27 総令67 別表2)

特定施設の種類	排出基準
令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設	10 pg-TEQ/l

##### ③ばいじん及び焼却灰その他燃え殻に係る基準

(「ダイオキシン類特別措置法施行規則」H11.12.27 総令67 第7条の2)

特定施設の種類	基準
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	3 ng-TEQ/g

(備考)

- 平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設に係るばいじん等については、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出のいずれかの処分を行った場合は、基準が適用されない。

## Ⅱ．環境用語さくいん

### あ行

#### ISO14000s(アイエスオー14000 シリーズ)

ISO とは世界共通の規格、基準などの設定を行うための非政府機関で、電気関係を除いたすべての分野の規格を制定している。そのなかの 14000 番台は環境マネジメント・監査について規定しており、ISO14000s と呼ばれ、世界中の企業の環境マネジメントの規格を規定している。

#### アイドリング・ストップ運動

自動車の駐停車時における不必要なアイドリングの停止を呼びかける運動のこと。二酸化窒素による大気汚染の防止や地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出、ガソリン臭による悪臭防止に効果がある。

#### アオコ

富栄養化した湖沼等で植物プランクトンが異常発生し、水面が緑色になる現象。死滅したプランクトンによる腐敗臭の発生、分解過程の酸素消費による酸欠状態で魚介類に被害を及ぼすことがある。

#### 赤潮

プランクトンの異常増殖により、海水が着色する現象。これにより海水が酸素欠乏状態になり、魚介類のへい死などの漁業被害を伴うことがある。

赤潮の発生は閉鎖性水域で起こりやすく、窒素、リン等の栄養塩類の流入等による富栄養化の進行が基本的発生原因とされているが、底質から海水への溶出および降雨、河川水の大量流入による塩素量の低下等の原因も指摘されている。

#### 悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するために定められている法律。悪臭物質とは、アンモニア、メチルメルカプタンなど政令で定める 22 物質をいう。

#### アスベスト

石綿(いしわた、せきめん)とも言う。天然に産する繊維状のケイ酸塩鉱物。高い抗張力、耐熱性、断熱性などにすぐれた機能を備えた材料物質として古くから利用されてきた特殊な鉱物。平成元年に大気汚染防止法で特定粉じん指定された。

#### 硫黄酸化物

硫黄には各種の酸化物があるが、大気汚染に関するものは  $\text{SO}_2$  と  $\text{SO}_3$  及び  $\text{SO}_3$  が水分と反応して生じる硫酸ミストの3種類である。硫黄、硫黄鉱の酸化及び硫黄を不純物として含む化石燃料の燃焼で  $\text{SO}_2$  と  $\text{SO}_3$  の両者が発生するが、工場や火力発電所の重油燃焼によるものが大部分である。 $\text{SO}_2$  の発生量も多いが、 $\text{SO}_2$  は太陽光の影響で  $\text{SO}_3$  に酸化される。天然による発生(火山ガス)も少なくない。

## 一酸化炭素

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。主な発生源は自動車であることが多い。一酸化炭素が体内に吸収されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ、貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

## 上乘せ排水基準

地方自治体が国が定めている基準に比べて厳しい基準を定めるときに、これを「上乘せ基準」という。特に「上乘せ排出基準」というときは大気汚染や水質汚濁についての上乗せ基準を示すことが多い。

## 栄養塩類

生物の生存に不可欠な塩類。生態構成元素のうち、C(炭素)、H(水素)、O(酸素)以外は主に塩類として接種され、これらを広く栄養塩類という。そのうち窒素及びりんは無機塩類は自然水域で植物プランクトンの生育を支配する重要な制限因子であり、富栄養化現象はこれら無機塩類の過剰な供給によるものとされている。

## エコマーク商品

エコマークのついた商品のこと。エコマークとは(財)日本環境協会が環境配慮型商品認定事業の名称及び同事業で認定されるマークのことで、「製造」「使用」「廃棄」の段階で環境への影響が少ないこと、利用することで環境保全に貢献できることを満たす商品につけられる。

## SS(エスエス:浮遊物質)

水中に浮遊する小粒子状物質。動物性プランクトン、生物の死骸とその破片、排泄物などの有機物、砂・泥などの無機物のほか各種人工汚染物からなる。一定量の水をろ紙で濾し、乾燥してその重量を量ることとされており、この数値が大きいほど水質汚濁が進んでいることを示す。

## $L_{eq}$

特定の時間内の騒音をエネルギーで換算して時間内の平均値にした値のこと。騒音に係る環境基準及び自動車騒音に係る要請限度の評価に用いられる。

## $L_5$ 、 $L_{10}$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{95}$

時間率騒音(又は振動)レベルのこと。騒音(又は振動)レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の  $x$  [%]を占める場合、そのレベルを  $x$  パーセント時間率騒音(又は振動)レベルという。

道路交通振動の評価には $L_{10}$ が用いられる。

## LCA

ライフサイクルアセスメントの略。ある製品の一生涯を通して環境に与える負荷を定量的に評価するための手法のことをいう。製品製造のための原料採取から製品の製造・加工、そして使用・消費のプロセスを経て使用済み製品として廃棄されるまでの全ライフサイクルを通じた評価を行うことが特徴。

## オゾン層の破壊

オゾン層は地上から約10km~50km上空にあり、太陽光に含まれる紫外線のうち、特に生物に有害なものを吸収しているが、このオゾン層がフロン等の物質により破壊されて、地上に到達する紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあるとされている。



## 汚濁負荷量

汚水(排水)中に含まれる汚濁物質の量。汚濁物質は一般には BOD、COD、SS などです。

## 温室効果ガス

赤外線を吸収する気体。地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射している。大気中に赤外線を吸収する気体があると、地表は日射による加温以上に温まり、温室効果がもたらされる。二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素等がある。

# か行

## 外来性の生物

一般に、ある特定の土地に自然状態では生息していない生物。外来種ともいう。これらの生物は人為を介して意識的・無意識的に新しい場所に移動し、環境条件とくに気候条件が原産地に似通っていること、天敵や競争相手が少ないこと、適当な食べ物や隠れ場所があること、そして動物自身の繁殖力や適応力の強い場合は新しい場所に生息しつづけ、従来そこに生息していた生物に影響を与え、地域の生態系を崩す原因になっている。

## 家電リサイクル法

廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たな仕組みを構築するために制定された法律で、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)という。2001年(平成13年)4月1日より本格施行された。

この法律では、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目が特定家庭用機器として指定され、小売業者は「排出者からの引取りと製造業者等への引渡し」、製造業者等は「引取りとリサイクル(再商品化等)」といった役割をそれぞれが分担し、リサイクルを推進することが義務づけられている。また、その際、引取りを求めた排出者は小売業者や製造業者等からの求めに応じ、料金を支払うことになっている。

## 夏緑広葉樹

ブナ・オオバクロモジなど冬季には落葉する植物。クヌギ、コナラ、ミズナラ、ヤマウルシ、イタヤカエデ、ミヤマキリシマなどが例としてあげられる。

## 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的な知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の人が行う環境保全活動に対する助言など(=環境カウンセリング)を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人たちのこと。市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に分かれて登録されている。

## 環境家計簿

環境へのかかわりを家計の単位で記録することで、市民一人ひとりが水からのライフスタイルを見なおす手法のこと。地方自治体ごとにさまざまな環境家計簿が出ている。そのなかで1996年環境庁(現環境省)が発行した環境家計簿の内容は、毎日の家計収支、その日のゴミ量、週単位での電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量、カンやペットボトル、紙パック、食品トレーなどの排出量を記入するものになっている。

## 環境基本法

1993年(平成5年)に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

## 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件としての基準で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められている。

## 環境騒音

ある場所の、ある時刻における、ありとあらゆる騒音。総合騒音ともいう。

## 環境報告書

主に、事業者が環境マネジメントシステムや事業活動の際の環境への配慮状況、環境会計等を取りまとめたもの。現在数多くの事業者が作成し、広く社会に公表しており、消費者、投資家、取引先、地域住民等の利害関係者との環境コミュニケーションの手段となっている。

## 環境ホルモン

人工的な化学物質で、ホルモンと類似の働きをし、微量で生物機能に大きな影響をあたえる物質。世界保健機関(WHO)は67種の物質が環境ホルモンとして働く可能性があるとは指摘。環境省ではこのうち約40物質について平成12年度からリスク評価を始めた。

ノニルフェノールを用いたメダカの生体実験において、世界で初めて生殖機能障害が証明された。

## 揮発性有機化合物

揮発性の高い有機化合物のことで、水道法による水質基準では規制の対象となっているものは15種類ある。これらは水中の起源から2つに分類される。浄水処理過程での塩素消毒による副生成物と工場排水などの流入による有機化合物である。

特に、工場排水などの流入によるものとしては、ドライクリーニング洗浄剤や金属部品の脱脂洗浄剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等)やこれらの物質の土壌分解生成物、他の有機化合物の製造原料や農薬などがあります。高濃度の場合の症状としては、頭痛、めまい、おう吐等がある。

## グリーンマーク商品

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが1981年(昭和56年)5月に制定したマーク。

グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレtpーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したものとなっている。

## グリーン購入法

環境に負荷の少ない環境配慮型商品を購入するグリーン購入や、容器・包装や部品、原材料などの資材分野で環境配慮型資材等を調達するグリーン調達を政府・国会・特殊法人は率先して行い、民間企業も努力することを定めた法律。平成13年4月に施行された。

## 建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、2000年秋に施行された。その背景は、増大する建設廃棄物の不法投棄を防止するために処理責任を明確化し、かつ循環社会の構築を目ざして再資源化を促進させることを目的としている。この法律では、対象となる廃棄物はコンクリート、アスファルト、木材と限られ、発注者は分別解体義務、受注者は再資源化義務が課せられ、従来の焼却処理や埋立処分から、リサイクルを促進する考え方としているところに大きな特長がある。

## 県レッドデータブック

長崎県自然環境課が、県内で絶滅の恐れのある野生動植物千種類程度を掲載した「ながさきの希少な野生動植物」(県レッドデータブック)のこと。

掲載された動植物は、維管束植物五百五十種、藻類二種、脊椎(せきつい)動物百五十六種、無脊椎動物二百九十二種の計約千種。内訳では、絶滅の可能性がきわめて高い「絶滅危惧(ぐ)1A類」(二百十一種)と絶滅の可能性がある「1B類」(三百四十種)、1類に移行する可能性のある「2類」(二百三十八種)等に分類している。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN(パーオキシアルキルニトロイト)等の強酸化性物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

## 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域、およびこれらに接続する下水路、用水路等、公共の用に供する水域をいう。

## 高度処理型合併処理浄化槽

窒素またはリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のこと。通常の合併処理浄化槽よりも、閉鎖性水域における生活排水による富栄養化防止対策に効果がある。

## 交通容量

道路上を一定のサービス水準のもとに走る事ができる自動車量のこと。

## コージェネレーションシステム

石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステム。全体の熱効率は通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して70~80%にまで高めることができる。

## こどもエコクラブ

地域において、環境に関する活動を行う数人~20人程度からなる小・中学校のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するため、平成7年6月より環境庁が全国の小・中学生に参加を呼びかけている。

## 混雑度

道路の混雑の程度を表す指標であり、道路の交通量の交通容量に対する比で示す。混雑度=現交通量/交通容量(単位はない)

## コンポスト化

下水汚泥、ごみ、家畜ふん尿、木屑などの有機物を、微生物により発酵させ堆肥化し、肥料や土壌改良材として再生利用することをいう。

## さ行

### サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は冷暖房や温水などの熱源として利用できる。また、固形燃料化(RDF)したり、油化させたりすれば、燃料として利用できる。

### 酸性雨

一般にはpHが5.6以下の雨水を酸性雨という。雨が酸性になる原因は、石炭や石油等の化石燃料などの燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物が、大気中へ放出されて雲に取り込まれ、複雑な化学反応を繰り返し、最終的に硫酸イオン、硝酸イオン等に変化するためである。

### COD(シーオーディー:化学的酸素要求量)

湖沼や海域の水の汚れ具合を示すもの。単位は mg/l。水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量。この値が大きいほど水の汚れがひどいことを示す。

### 時間率騒音レベル( $L_{A\alpha, T}$ )

騒音レベルが対象とする、時間帯 T の X%の時間にわたってあるレベル値を超えている場合、そのレベルを X パーセント時間率騒音という。旧環境基準で用いられてきた中央値  $L_{A50}$  は、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。

### 自然環境保全基礎調査

我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するため、環境庁が昭和 48 年度よりおおむね5年ごとに実施している調査のこと。

### 臭気指数

気体または水に係る悪臭の程度に関する値であって、人の嗅覚でその臭気を感じられなくなるまで気体または水を希釈したときの希釈倍数を基礎として算出されるもの。具体的には、臭気を感じられなくなるまで気体または水を希釈したときの希釈倍数の値の対数に 10 を乗じた値とする。

### 浄化槽

水洗便所排水と生活雑排水(台所排水、洗濯排水など)を併せて処理する浄化槽。公共下水道と同程度の浄化効果があり、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果がある。

### 照葉樹

葉が厚くつややかな光沢があるという特徴を持つことから照葉樹と言われる。冬季でも落葉しない。例としてカシ・シイ・タブ・クス・ヤブツバキ・サカキ などがあげられる。

## 食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、2000年4月に施行された法律で、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することが目的である。

## 振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。内容は、大きく特定工場等に関する規制、特定建設作業に関する規制、道路交通振動に係る要請に分けられる。

## 浸透枘

屋根に降った雨水を樋(とい)から枘に導き、地下に浸透させるための枘のこと。

## 振動レベル

振動の加速度をdBで表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもの。

## 森林浴の森 100選

日本の森林を21世紀へ引き継ぐために全国から募集して、緑の文明学会及び緑の文明総合研究所主催で選ばれた森のこと。上山公園は昭和61年4月19日に選ばれている。

## 水源涵養

森林には枯れ葉や枯れ枝が積もり、たくさん隙間を持つ土ができています。この土壌はスポンジのように水をしみ込みやすく蓄える性質を持っており、この土壌が雨水を溜めこみ、地下水に水を流すパイプ役になっている。この働きを雨水涵養あるいは水源涵養と呼ぶ。

## 水質汚濁防止法

1970年(昭和45年)に制定された法律で“工場および事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する”ことを目的としている。

## 水準測量

水準点間の高低差を求め、水準点の標高を定める作業のこと。その精度により、1級、2級水準測量などに区分される。

## 水準点

土地の標高を精密に把握するための標識のこと。

## 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち人の生活に密接な関係のある財産、動植物およびその生育環境に関連のある項目のことで、次の項目があります。

pH(水素イオン濃度指数)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、n-ヘキサン抽出物質(油分)、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、

大腸菌群数、窒素、燐。

## 生活排水・生活雑排水

炊事、洗濯、入浴等の人の日常生活に伴い排出される水及びし尿。

## 全窒素(T-N)

有機態窒素、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素の合計。これらの各態窒素の存在は、リン化合物とともに水域の富栄養化の要因となるので、水の停滞しやすい湖沼及び閉鎖性水域での全窒素濃度として環境基準が設定されている。

## 全リン(T-P)

リン酸態リン、溶解性有機態、不溶性有機態リンの合計。これらの各態リンの存在は、水域の富栄養化の要因となるので、水の停滞しやすい湖沼及び閉鎖性水域での全リン濃度として環境基準が設定されている。

## 戦略的環境アセスメント

環境影響評価(環境アセスメント)は、開発事業を対象に事業計画段階で環境への影響を予測評価し、環境保全の見地から適正な配慮を行う手続きであるが、この戦略的環境アセスメントは、政策や計画・プログラムを対象に、提案された政策や計画等によって生じる環境面の影響を予測評価し、環境に配慮した意思決定をするためのプロセスである。

## 騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。内容は、大きく特定工場等に関する規制、特定建設作業に関する規制、自動車騒音に係る許容限度等に分けられる。

## 騒音レベル

普通騒音計または精密騒音計の周波数補正特性 A 特性を用いて読みとった指示値。

# た行

## ダイオキシン類

非常に強い毒性をもつ有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの総称。塩素を含む物質を元に、プラスチックの焼却や紙の塩素漂白などの過程で発生する。これらは環境中で分解されにくく、摂取すると脂肪組織にたまり、催奇性や発がん性、免疫毒性などの作用をもつ。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類とよぶ。

## 大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

## 大腸菌群

人及び動物の腸管内に常住する細菌。通常の状態では病原とならない無害細菌であるが、水中や食品に検出されたときは人畜の糞便による汚染を証するものとして、水域の環境基準及び水質汚濁防止法の排水基準で規制される。

## 多自然型工法

従来のコンクリートで護岸を整備したり、河川を直線的に回収する工事に対して、自然石や木材などを使い、生物の生息環境や景観、親水性などに配慮した川づくり。

## WECPNL(ダブルユーシーピーエヌエル:加重等価平均感覚騒音レベル)

一般に、「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれることもある。航空機騒音の特徴をよく取り入れた単位として、国際民間航空機関(ICAO)で提案された国際単位。1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数を重みづけして加味したもの。

## 炭化水素

炭素と水素の化合物の総称。炭化水素類は、塗料や有機溶剤を使用する工場、石油類のタンク等から排出され、また自動車排ガスにも含有されるなど、多種多様な発生源から排出される。

自然環境に存在する炭化水素は 2/3 以上がメタンであるが、光化学活性度は低い。メタンを除いたものを非メタン系炭化水素といい、大気中で窒素化合物と反応して、オゾンをはじめとする光化学オキシダントを生成し、大気汚染源となる。

## 単独処理浄化槽

し尿(水洗トイレの水)だけを単独で処理する浄化槽のこと。し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯など)を併せて処理する合併処理浄化槽に比べ、処理効果が良くない。浄化槽法の改正により、現在は新設は行えなくなっている。

## 短期的評価

連続してまたは随時行った測定結果により、測定を行った日または時間について評価したもの。

## 地球温暖化

地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、メタン等の微量ガスは、地表から宇宙へ放射される赤外線を吸収する性質をもち、地表の気温を生物の生存に適度な程度に保っている。しかし、これらのガスの大気中濃度は着実に増加していることが広く観察され、この増加が、地球の温暖化をもたらし、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことになるものと懸念されている。

## 窒素・リン

栄養塩類とも呼ばれる。特に水中に含まれる窒素やリンは、藻類のえさとなるため、富栄養化の原因となる。生活雑排水やし尿等に多く含まれている。

## 窒素化合物

窒素には各種酸化物があるが、大気汚染に関係するのは、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の混合物である。人工的には物の燃焼に伴ってNOが発生し、大気中で酸化されてNO<sub>2</sub>になる。発生源は、工場、自動車、船、家庭の暖房など多様。

## 地方拠点都市地域

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」により、地元市町が策定した地方拠点都市地域基本計画に基づき、各事業の促進を図っている地域のこと。

### 地盤沈下

地盤沈下は、7公害の一つとされている。原因は、鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除き、地下水の過剰採取によるものがほとんどとなっている。

### DO(ディーオー:溶存酸素)

水に溶解している酸素の量。河川等の水が有機物で汚染されると、この有機物を分解するために水中の微生物が溶存酸素を消費し、DOは減少する。

### 透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積を緩和するためヒートアイランド現象の抑制にも寄与するなど、環境保全やアメニティの面で広い効果がある。近年、強度的に安定した技術・製品に加え、スラグなどのリサイクル材料を用いた工法も開発されている。

### dB(デシベル)

音の大きさや電力または電圧の大きさなどを人間の感覚の増減に近い単位で、わかりやすく表した単位。

### 等価騒音レベル( $L_{Aeq, T}$ )

ある時間範囲  $T$  について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものを、時間的に変動する騒音のある時間範囲  $T$  における等価騒音レベルはその時間範囲  $T$  における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ通常音の騒音レベルに相当する。

### 特定悪臭物質

悪臭防止法により定義され、アンモニア、メチルメルカプタン及びその他不快なニオイの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって、政令で定めるもの。

## な行

### 75%値

BOD及びCODについて、環境基準と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる数値で、年間の日平均値の全データを、その小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  ( $n$ :日平均値のデータ数)番目の値。

### 7公害

環境基本法では「公害」を環境保全上の支障のうち、事業活動に伴い生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭により人の健康または生活環境に被害を生じることと定義する。この7つの事象を一般に7公害と呼ぶ。

### 二酸化硫黄( $SO_2$ )

硫黄分を含む石油や石炭を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくなどの公害病の原因物質とし



て知られているほか、酸性雨の原因物質ともなる。大気汚染防止法の特定物質で、環境基準が設定されている。

## 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場のボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源となっている。二酸化窒素は高濃度で呼吸器に好ましくない影響を与える。大気汚染防止法の特定物質で、環境基準が設定されている。

## 日本の都市公園百選

全国の都市公園から募集して、緑の文明学会及び日本公園緑地協会選ばれた都市公園のこと。上山公園は平成元年7月28日に選ばれている。

## ノーカーデー

自動車の使用を控える日。通勤でのマイカー使用や外出時の公用車の利用を控え、公共交通期間や自転車を利用する。全国のたくさんの自治体で実施されている。

## 農業集落排水処理施設

農業集落排水事業は、農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を目的として実施している。具体的には、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備する事業であり、こうした事業の実施を通じ、高生産性農業の実現と活力ある農村社会の形成がなされるよう支援している。

## ノニルフェノール

環境ホルモンの一種で室温では無色ないしは淡黄色の粘性の液体。界面活性剤、エチルセルロースの安定剤、油溶性フェノール樹脂等に用いられる。

国において、メダカを用いた生体実験で初めて雄が雌化することが確認され、予測無影響濃度0.6 µg/l(H13.8.3)が設定された。

## ノルマル立方メートル毎時

Nm<sup>3</sup>/h(ノルマル立方メートル毎時)

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

# は行

## ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん及び有害物質の総称。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

## ヒートアイランド現象

都市におけるエネルギー消費が、コンクリート建築やアスファルト化の増加等に伴い排出される熱によって周辺地域より高温となる現象のことをいう。

## ヒートポンプによる排熱利用

ヒートポンプとは、低い温度の熱源から冷媒(熱を運ぶための媒体)を介して、熱を吸収することによって高い温度にする機器で暖房・給湯等に使用できる。これは、ちょうど水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で熱を移動させるところから、この名前で呼ばれている。また、冷媒の流れを逆にすることで冷房等にも使用できる。

## PM2.5(ピーエム 2.5) 微小粒子状物質

大気中に浮遊している  $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:  $10\mu\text{m}$  以下の粒子) よりも小さな粒子である。PM2.5 は非常に小さいため(髪の毛の太さの  $1/30$  程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物( $\text{SO}_x$ )、窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として以下のとおり環境基準を定めています。

1年平均値  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下 かつ 1日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下 (平成 21 年 9 月設定)

## ビオトープ

生物の個体あるいは個体群がすんでいる場所のことで「生息場所、すみ場所」ともいわれる。明確な定義はないが、単に位置的な場所としてのみとらえる(この場合はハビタットと呼ぶ)のではなく、ある種の個体及び個体群が、生存できるような環境を構成する水、大気、土等の非生物的諸要因と動植物や微生物の生物的諸要因の状態を有する特定の場所として考えられている。

## BOD(ビーオーディー:生物化学的酸素要求量)

河川の水の汚れ具合を示すもの。単位は  $\text{mg}/\text{l}$ 。好気性バクテリアが水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量。この値が大きいほど水の汚れがひどいことを示す。

## ppm(ピーピーエム)

百万分率。ある量が百万分のいくつかを表す単位。日本の環境関係では、大気中の汚染ガスの含有率を示すのに使われ、そのときは一般に体積比で示す。水質汚濁関係でも、かつては ppm を使用したが、現在は全て  $\text{mg}/\text{l}$  を使用する。

## 非メタン炭化水素

水素と炭素とからなる各種の「炭化水素」の中から、光化学反応性が無視できる「メタン」を除いた炭化水素の総称。炭化水素は、「窒素酸化物」とともに、太陽の紫外線により光化学反応を起こして「光化学オキシダント」に変質し、「光化学スモッグ」を発生させる原因物質とされていますが、光化学スモッグ対策としては、各種の炭化水素の中から、量的に多く、かつ、光化学反応性が無視できるメタンを除外して、光化学反応性が高い炭化水素を規制・監視する必要がある、非メタン炭化水素の監視が必要になる。非メタン炭化水素の主な発生源は、塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラント及び自動車となっている。

## 富栄養化

閉鎖性水域において、河川などから窒素、りんなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることをいう。一般的に、極度の富栄養化が生じると、藻類が異常発生することが多く、湖沼では水の華、海域では赤潮などと呼ばれる。

## 不動点

その点が不動であると仮定して他の水準点が前回に比べてどの程度変動したかを測定する点。通常は圧密や地殻変動を起こさないと考えられる場所に設置される。

## 浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じんなどの微粒子のうち粒径が 10 ミクロン(1cm の 1000 分の 1)以下のものをいう。

## 複層林化

樹齢、樹高の異なる樹木で構成される人工林を複層林という。複層林化とは森林を複層林に変えることで、例えば、スギやヒノキの人工林を部分的に伐採し、その跡地にそれらと同樹種の苗木を樹下植栽するか、天然更新によって造られた二段林、三段林あるいは択伐林等の林型から、風致的効果の大きいアカマツや広葉樹等の異樹種を混交させた混交複層林型まで多種多様である。複層林は国土保全や水源涵養、地力の維持等、様々な点で有利な点が多い。

## pH(ペーハー:水素イオン濃度指数)

溶液の酸性の強さを表す指標。中性の溶液は pH7で、酸性では pH は7より小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。

## 閉鎖性海域

地形等より水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域のことを閉鎖性水域という。閉鎖性海域は内湾や内海のことを指す。水の交換が悪いため、窒素やりんが蓄積しやすく、富栄養化しやすい。

## ベントス

底生生物とも言う。水域(海域、河川、湖沼)の水底に生活する生物。生態学上用語で、水中に浮遊するプランクトン、水中を自ら遊泳するネクトンに対置される用語。

ベントスは移動性が少ないので、その場所の長期的な環境状態の生物指標となり得る。

# や行

## 有害大気汚染物質

平成8年5月に改正された大気汚染防止法では、「低濃度でも長期間継続的に摂取された場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となる物質」を「有害大気汚染物質」と定義している。現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが政令で定めてある。

## 溶融処理

溶融とは、燃料の燃焼熱や電気から得られた熱エネルギー等により、被溶融物を加熱・減容するもの。溶融炉内は 1200~1500℃程度の高温度状態で、被溶融物中の有機物は熱分解・燃焼・ガス化し、無機物

はガラス質のスラグとなる。溶融処理は、基本的に 1.運搬・貯留、2.前処理、3.溶融、4.排ガス処理、5.スラグ生成からなる。

## 要請限度

自動車騒音がこの限度を超えることにより生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができる限度。

## 予測無影響濃度

環境ホルモンにおいて、環境省で算定された影響がないと予測される水中濃度。

# ら行

## 緑化ブロック

植物の緑とブロック塀が一体化した壁面プランター。河川護岸や家屋の壁面、あるいは駐車場などに利用される。緑化ブロックは通常のブロックに比べ、熱の照り返しや吸収が小さいので、ヒートアイランド現象の緩和に役立つとされている。

## レッドデータブック

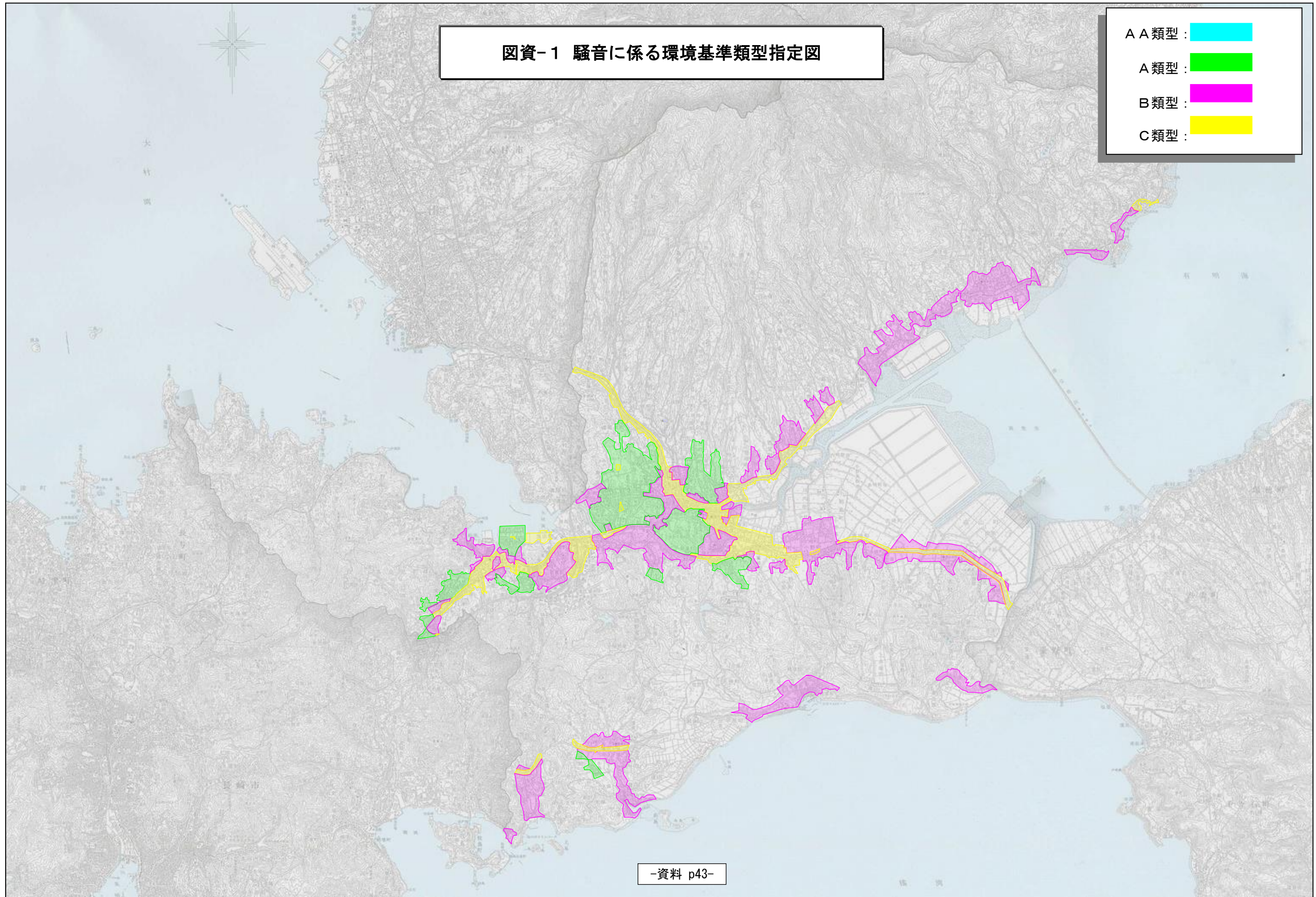
レッドデータブックとは、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの。環境省が作成している。作成についてはまず、分類群ごとにレッドリスト(レッドデータブックに揚げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)を作成・公表し、これを基にレッドデータブックを順次編纂するという2段階に分けて行っている。

レッドデータブック内の生物は、以下のような分類になっている。

分類	内容
●「絶滅(EX)」	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
●「野生絶滅(EW)」	飼育・栽培下でのみ存続している種
●「絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)」	絶滅の危機に瀕している種
○「絶滅危惧ⅠA類(CR)」 ○「絶滅危惧ⅠB類(EN)」	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
●「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」	絶滅の危険が増大している種
●「準絶滅危惧(NT)」	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
●「情報不足(DD)」	評価するだけの情報が不足している種
●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群

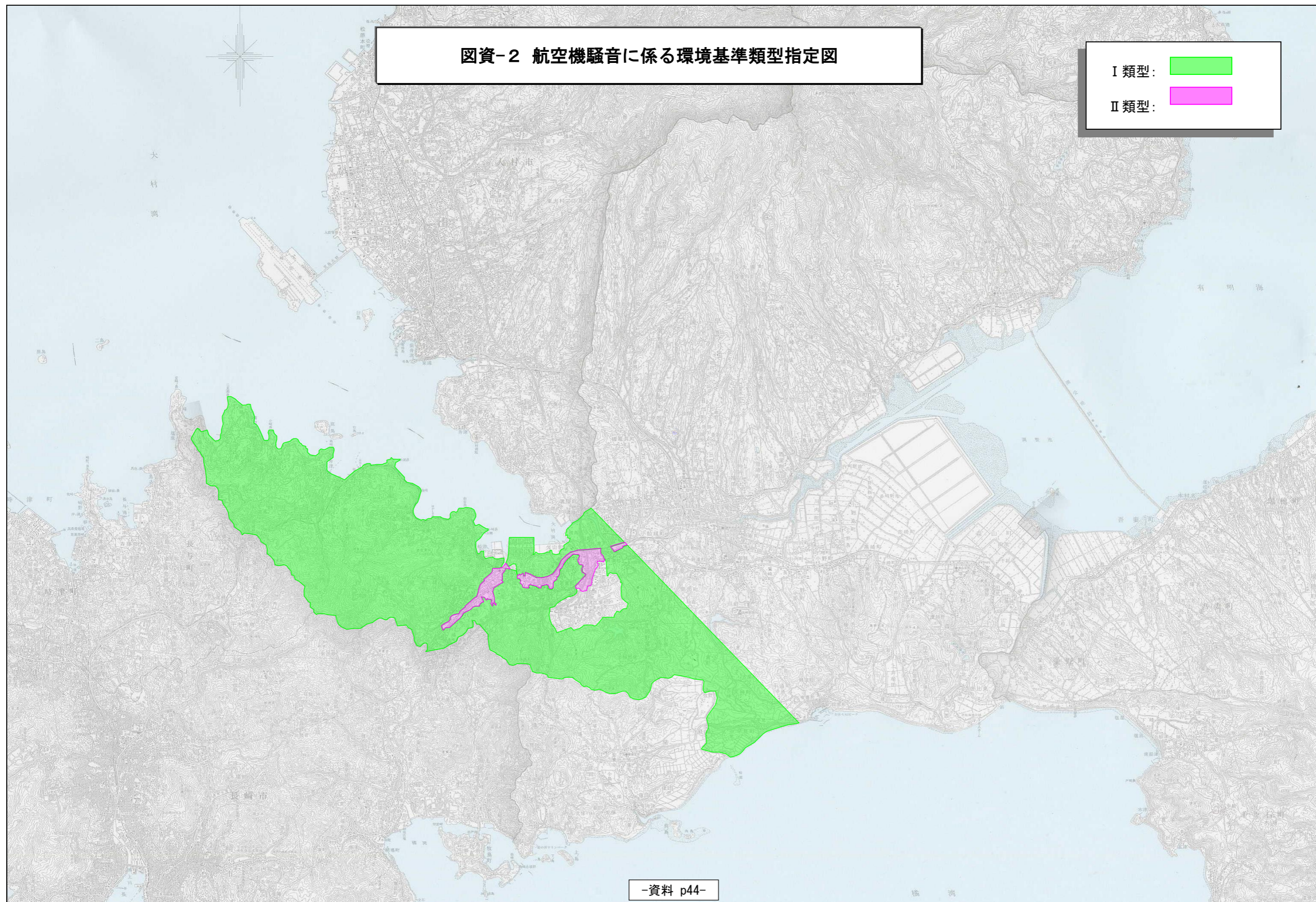
図資-1 騒音に係る環境基準類型指定図

- AA 類型 : ■
- A 類型 : ■
- B 類型 : ■
- C 類型 : ■



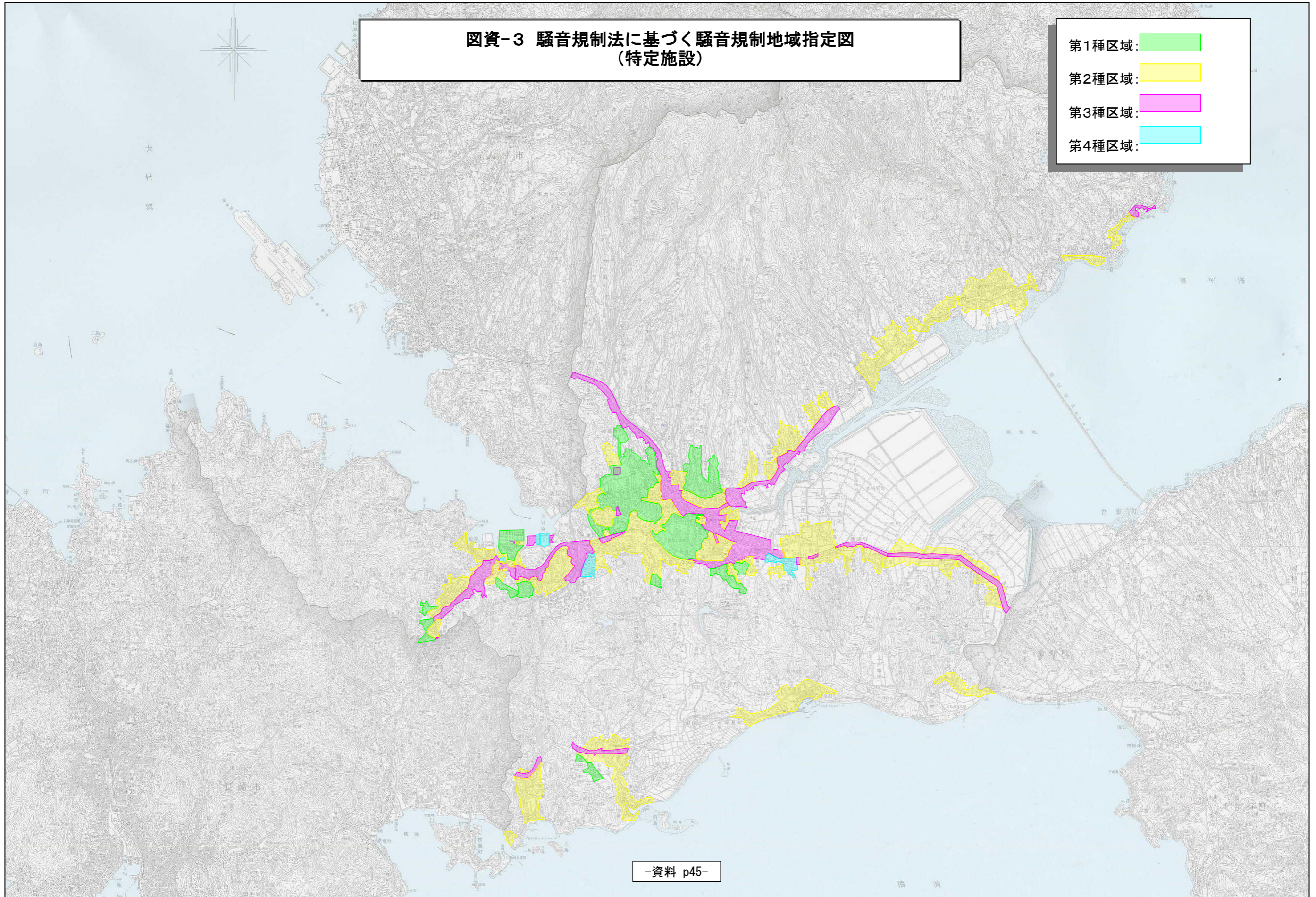
図資-2 航空機騒音に係る環境基準類型指定図

- I 類型: 
- II 類型: 






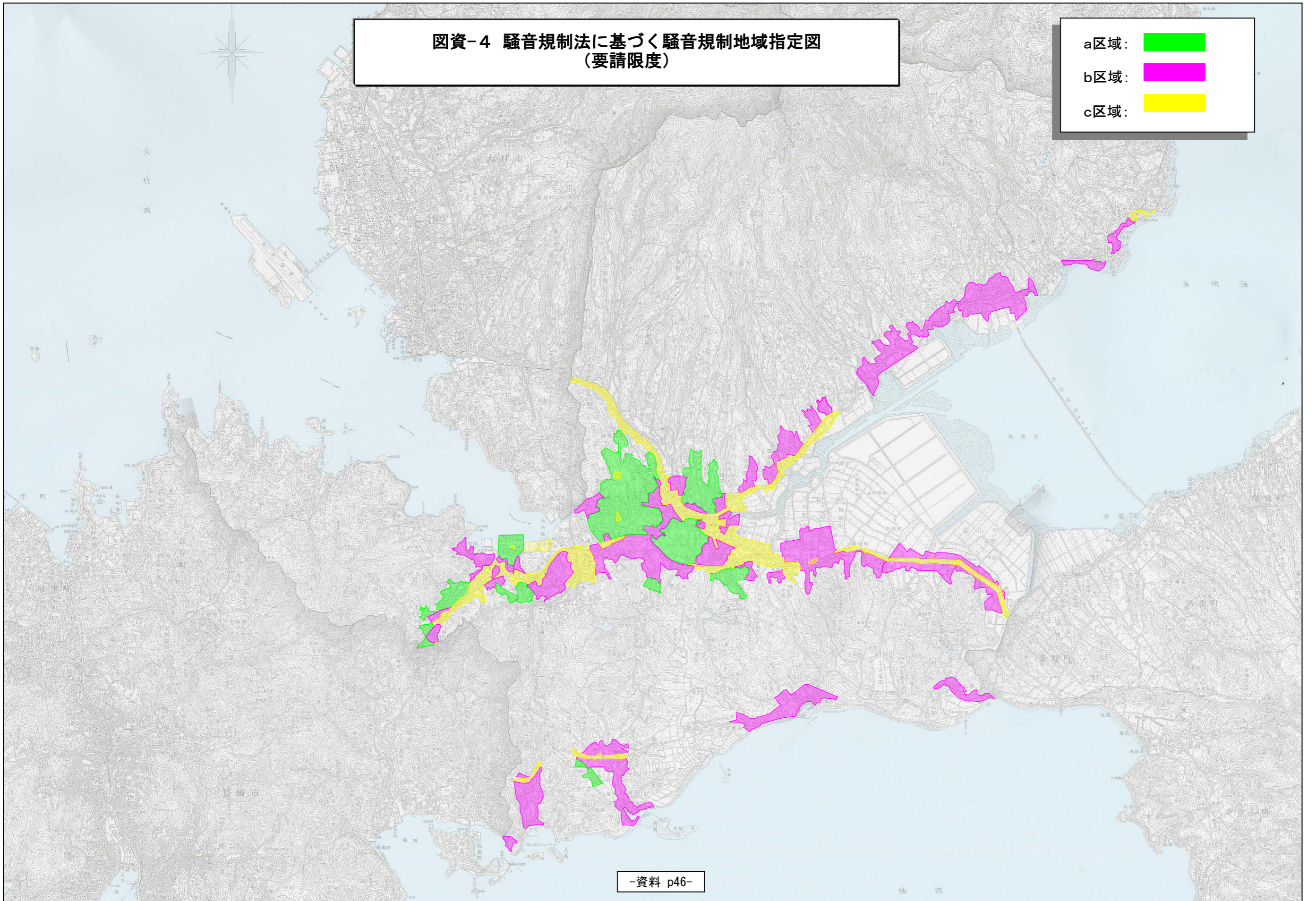
図資-3 騒音規制法に基づく騒音規制地域指定図  
(特定施設)

- 第1種区域:
- 第2種区域:
- 第3種区域:
- 第4種区域:





図資-4 騒音規制法に基づく騒音規制地域指定図  
(要請限度)

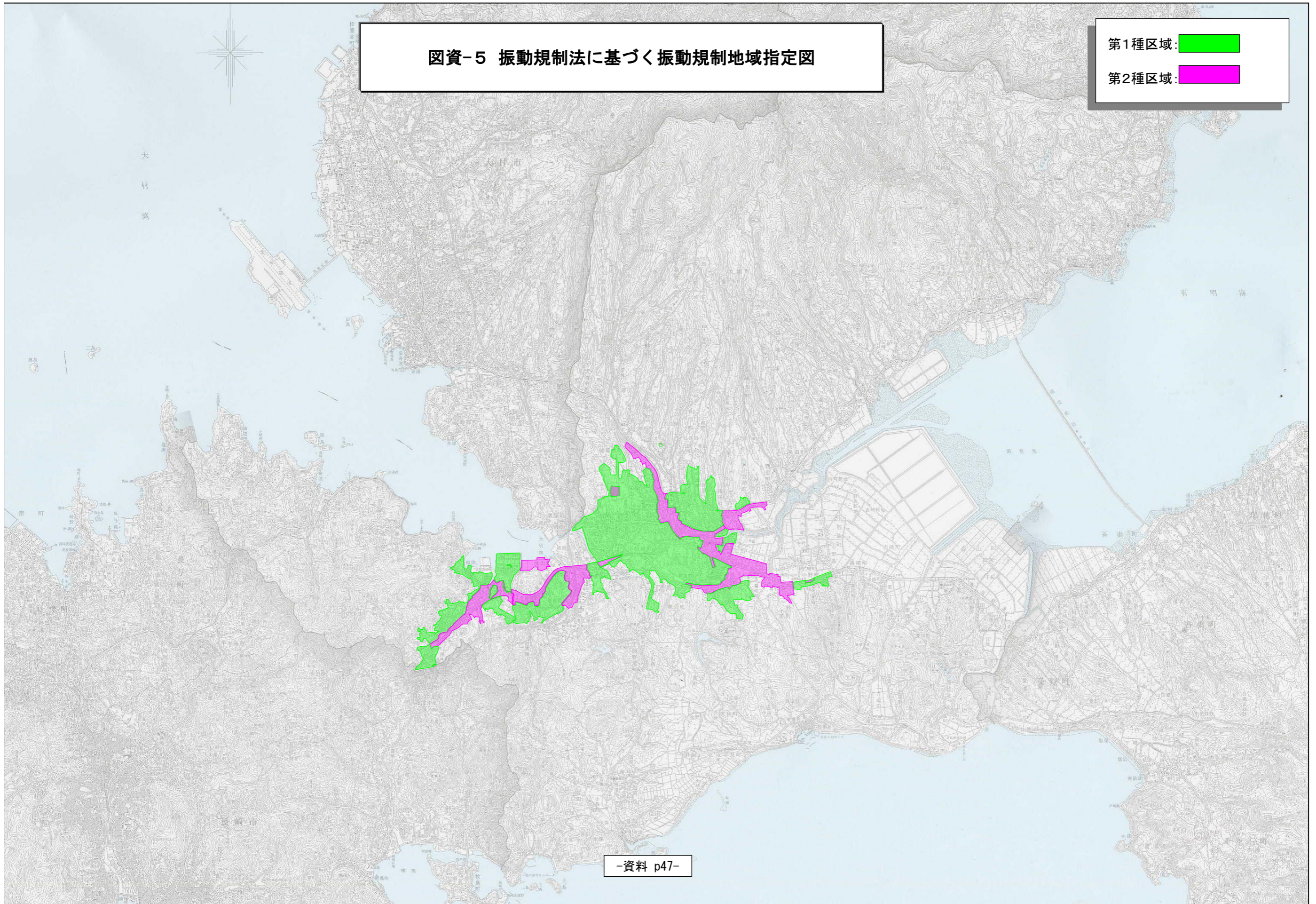
- a区域: 
- b区域: 
- c区域: 





図資-5 振動規制法に基づく振動規制地域指定図

第1種区域:   
第2種区域: 



図資-6 悪臭防止法に基づく悪臭規制地域指定図

A区域:   
B区域: 

